

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年10月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400438号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400030号

## 第1 結論

昭和59年\*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年\*月から平成元年3月まで

私は、大学に通うため親元を離れていたが、住民登録は、実家のあるA市のままにしていた。結婚後の平成元年4月頃、B市のC区役所と思うが、国民年金の氏名変更手続きを行い年金手帳の交付を受けた際、それ以前の年金の記録がないことについて窓口の担当職員に確認したところ、「請求期間の保険料は父親が払っているから大丈夫。」と言われ、その時は、父親に確認することはしなかった。

令和4年度のねんきん定期便を見て、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録がなかったため、その時に初めて父親に確認し、私が20歳になった昭和59年\*月頃に父親がA市で私の国民年金の加入手続きを行い、結婚(平成元年4月\*日)までの国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和59年\*月頃に、父親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求者が結婚する平成元年4月の前月までの国民年金保険料を、A市役所において現金により納付してくれていた旨主張しているところ、当該父親は、加入手続きを行った場所、国民年金保険料の納付方法及び納付額について具体的に記憶していないことから、請求者の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(現在の基礎年金番号、以下「国民年金番号」という。)  
「\*」におけるオンライン記録によると、国民年金被保険者資格取得年月日(昭和59年\*月\*日)の入力処理は、平成元年5月29日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金番号の払い出しの時期は、同年5月頃と推認でき、当該払い出し時期までは、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、請求期間当時において国民年金保険料を納付することはでき

きない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求者の父親がA市で請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索及び同市を管轄していた社会保険事務所（当時）が払い出した国民年金番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、A市は、請求期間に係る請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している上、B市C区においても、新規手帳交付簿以外に、請求者に係る資料は保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。